

議案第56号

多可町産業振興対策審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

多可町産業振興対策審議会条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年9月1日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町産業振興対策審議会条例の一部を改正する等の条例

平成 年 月 日
条例第 号

(多可町産業振興対策審議会条例の一部改正)

第1条 多可町産業振興対策審議会条例（平成17年多可町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農村工業等導入」を「農村産業導入」に、「農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条第2項」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第2項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「農村工業等導入」を「農村産業導入」に改め、同条第7号中「農村工業等導入計画」を「実施計画」に改める。

(多可町農村地域工業等導入地区における町税の課税免除に関する条例の廃止)

第2条 多可町農村地域工業等導入地区における町税の課税免除に関する条例（平成17年多可町条例第56号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(多可町産業立地等促進特別措置条例の一部改正)

2 多可町産業立地等促進特別措置条例（平成17年多可町条例第169号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書きを削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

多可町産業振興対策審議会条例の新旧対照表

(第1条)

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 産業の発展と地域経済社会の振興に寄与することを目的とし、農村工業等導入及び商工業振興の促進を図るため、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、多可町産業振興対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 産業の発展と地域経済社会の振興に寄与することを目的とし、農村産業導入及び商工業振興の促進を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、多可町産業振興対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、町長の諮問に応じ農村工業等導入及び商工業の振興対策について次の事項を審議する。</p> <p>(1)～(6) (略) (7) 農村工業等導入計画の策定及び実施</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、町長の諮問に応じ農村産業導入及び商工業の振興対策について次の事項を審議する。</p> <p>(1)～(6) (略) (7) 実施計画の策定及び実施</p>

多可町産業立地等促進特別措置条例の新旧対照表

(附則第2項)

現	行	改	正
(促進措置)		(促進措置)	
第3条 町長は、企業者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる促進措置を講じることができる。 <u>ただし、第2号及び第3号についてどちらか一方の促進措置を講じるものとし、第2号に該当する企業者に対しては第2号の、それ以外の企業者に対しては第3号の促進措置を講じるものとする。</u>		第3条 町長は、企業者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる促進措置を講じることができる。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 町税の課税免除 多可町農村地域工業等導入地区における町税の課税免除に関する条例（平成17年多可町条例第56号）第2条による。		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)			